

令和4年8月

## 地域密着型サービスに係る介護職員等ベースアップ等支援加算 について

箱根町福祉部福祉課

令和4年10月以降の介護報酬改定に伴い、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されます。令和4年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算をすでに取得済みであっても、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得するには、改めて届出が必要となります。

については、当該加算届出の受付を次のとおり行いますので、手続きに漏れのないようお願いいたします。

### ○ 介護職員等ベースアップ等支援加算の届出の期日について

**提出期限：令和4年8月31日（水）**

※ 年度の途中で加算の算定を開始する場合は、加算の算定を開始する月の前々月末日までに提出してください。

提出先：〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本 256  
箱根町福祉部福祉課 介護保険係（郵送での提出可）

必要書類：処遇改善加算計画書  
なお、箱根町のHP上に掲載していますのでご利用ください。

【問い合わせ先】  
介護保険係  
TEL：0460-85-7790  
FAX：0460-85-8124